

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用に関する規程

〔平成2年12月21日
岐阜県公安委員会規程第6号〕

改正 平6県公委規程第1号、平10県公委規程第1号

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用に関する規程を次のように定める。

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)及び地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 推進委員及び協議会の運用は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)及び岐阜県道路交通法施行規則(昭和35年岐阜県公安委員会規則第13号)によるほか、この規程により行うものとする。

(身分)

第3条 推進委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員とする。

(委嘱)

第4条 推進委員の委嘱は、警察署長が推薦する者のうちから、適任であると認められる者について、別記様式の委嘱状を交付して行うものとする。

(解嘱)

第5条 推進委員の解嘱は、法第108条の29第5項の規定により行うものとし、当該推進委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該推進委員の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

〔平10県公委規程1号・本条一部改正〕

(公務災害補償)

第6条 推進委員の公務上の災害に対する補償については、岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年岐阜県条例第42号)の定めるところによる。

(協議会)

第7条 協議会は、警察署の管轄区域ごとに組織し、会長1名及び幹事若干名を置くものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員及び協議会の運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成3年1月1日から施行する。

第 号

委 嘱 状

様

地域交通安全活動推進委員に委嘱します

委嘱期間は 年 月 日から

年 月 日までとします。

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

[平 6 県公委規程 1 号 ・ 本様式一部改正]

附 則

平成 6 年 3 月 2 9 日
岐阜県
公安委員会規程第 1 号

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 1 0 年 3 月 1 1 日
岐阜県
公安委員会規程第 1 号

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。